じゅうろくキャッシュサービス規定

1.カードの利用

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）または貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

⑴当行および当行がオンライン現金自動支払機の相互利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動預金支払機（現金自動支払機を含みます。以下「自動機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）を払戻す場合。

⑵当行および提携先のうち当行が自動機の相互利用による現金入金業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）の自動機を使用して預金に預入れをする場合。

⑶当行および提携先のうち当行が自動機の相互利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動機を使用して、振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。

⑷その他当行所定の取引をする場合。

2.自動機による預金の払戻し

⑴自動機を使用して預金を払戻すときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

⑵自動機による払戻しは、自動機の機種により当行（提携先の自動機利用の場合は提携先）所定の金額単位とし、１回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、１日あたりの払戻しは、当行所定の金額、または当行所定の金額の範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。

⑶自動機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻金額と後記５.⑴に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

3.自動機による預金の預入れ

⑴自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードと現金を挿入して操作してください。なお、当行の自動機を使用して預金に預入れをする場合は、カードに代えて通帳により操作することができます。

⑵自動機による預入れは、自動機の機種により当行（入金提携先の自動機利用の場合は入金提携先）所定の金種および金額単位とし、１回あたりの預入れは、当行（入金提携先の自動機利用の場合は入金提携先）所定の枚数による金額の範囲内とします。

4.自動機による振込み

⑴自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機に払戻す預金口座のカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

⑵自動機による１回あたりの振込みは、当行または振込提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、１日あたりの振込みは、当行所定の金額、または当行所定の金額の範囲内で当行所定の方法により届出を受けた金額の範囲内とします。

⑶自動機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合に、振込金額と後記５.⑴に規定する自動機利用手数料金額および後記５.⑶に規定する振込手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その振込みはできません。

5.自動機利用手数料等

⑴当行、提携先または振込提携先の自動機を使用して預金を払戻す場合ならびに入金提携先の自動機を使用して預金を預入れする場合は、当行、提携先、入金提携先または振込提携先所定の自動機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

⑵自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れまたは払戻しをした預金口座から自動的に引落します。
なお、提携先、入金提携先または振込提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先、入金提携先または振込提携先に支払います。

⑶当行の自動機を使用して振込みをする場合には当行所定の振込手数料を、また振込提携先の自動機を使用して振込みをする場合には振込提携先所定の振込手数料をいただきます。

⑷振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当行から振込提携先に支払います。

6.代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込み

⑴代理人による預金の預入れ、払戻しおよび振込みを依頼する場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。ただし、個人の場合は本人と生計をともにする親族１名にかぎります。また、法人の場合は代表者がカードの使用を認めた者１名にかぎります。

⑵代理人のカード利用についても、本規定を適用します。

7.自動機の故障時等の取扱い

⑴停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内（平日午前９時より午後３時まで）にかぎり、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れることができます。預金に預入れる場合は、当行所定の入金票に氏名および金額を記入のうえカードとともに提出してください。

⑵停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内（平日午前９時より午後３時まで）にかぎり、当行が自動機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として、当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。

⑶前⑵による払戻しを受ける場合には、当行所定の払戻請求書に氏名（法人の場合は法人名、届出の代表者の資格・氏名）、金額および届出の暗証を記入のうえカードとともに提出してください。

⑷停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内（平日午前９時より午後３時まで）にかぎり、前⑵および⑶によるほか、振込依頼書を提出することにより振込みの依頼をすることができます。なお、振込提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。

8.カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の自動機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。なお、機種によってはこのお取扱いができない場合があります。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9.カード・暗証の管理等

⑴当行は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

⑵カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

⑶カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

10.偽造カード等による払戻し等

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人（法人の場合は代表権、代理権の無い役員または使用人を含みます。）の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人（法人の場合は代表権、代理権の無い役員または使用人を含みます。）に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

11.盗難カードによる払戻し等

⑴カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
②当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

⑵前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人（法人の場合は代表権、代理権の無い役員または使用人を含みます。）の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人（法人の場合は代表権、代理権の無い役員または使用人を含みます。）に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の

4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

⑶前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

⑷第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

Ａ本人（法人の場合は代表権、代理権の無い役員または使用人を含みます。）に重大な過失があることを当行が証明した場合

Ｂ本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

Ｃ本人（法人の場合は代表権、代理権の無い役員または使用人を含みます。）が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

12.カードの紛失、届出事項の変更等

⑴カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

⑵カードによる1日あたりの支払限度額（自動機による預金の払戻し、自動機による振込み、デビットカードの利用を含みます。）は、当行所定の金額の範囲内で変更することができます。この場合、本人から当行所定の方法により当行に届出てください。届出の内容は届出日当日中に変更の措置を講じます。

13.カードの再発行等

⑴カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

⑵カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

14.自動機への誤入力等

自動機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先、入金提携先または振込提携先の自動機を使用した場合の提携先、入金提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

15.解約、カード利用停止等

⑴預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却していただくか、カードを切断のうえ破棄してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却していただくか、カードを切断のうえ破棄してください。

⑵カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

⑶次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

①後記16.に定める規定に違反した場合

②預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途定める一定の期間が経過した場合

③カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

16.譲渡・質入れ等の禁止

カードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17.通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したとみなします。

18.規定の適用

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、振込規定、じゅうろくICキャッシュカード規定および、じゅうろくデビットカードサービス取引規定により取扱います。なお、振込提携先の自動機を使用した場合には、当行所定の振込規定にかえて、振込提携先の定めにより取扱います。

19.規定の変更

⑴本規定の各条項は、法令等の改正、金融情勢等諸般の事情の変化その他の相当の事由があると認められる場合には、当行WEBページでの公表、店頭掲示その他の適切な方法で周知することにより、変更することができるものとします。

⑵前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

附則　前記11.の規定については、当該払戻しが平成17年12月1日以降になされた場合に限り適用されるものとします。

以　上

2025年4月1日現在